

「現要領を適用して令和 5 年度に契約締結した営繕工事の取扱い」について

令和 5 年 3 月 31 日改正以前の「仙台市営繕工事週休 2 日モデル工事実施要領（令和 2 年 8 月 1 日）」を適用して、令和 5 年度に当初契約を締結した営繕工事については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 適用年月日

令和 5 年 3 月以前の仙台市単価により予定価格を算出し、令和 5 年度に当初契約を締結した営繕工事の週休 2 日モデル工事に適用する。

2. 補正方法

- ①現場閉所の達成状況が「4 週 8 休」以上の場合は、週休 2 日の労務費補正分を計上するものとし、「4 週 8 休」に満たない場合は、労務費補正分を計上しない。
- ②補正方法は改正要領の「週休 2 日工事の補正について（別紙 3）」に準じる。

3. 積算方法

- ①週休 2 日の補正は、当初契約締結月の単価（議会の議決を要する案件に関しては議決日の属する月）に設計単価を置き換えたうえで、補正を計上する。
※置き換える対象とする設計単価は、労務単価、資材単価、市場単価、複合単価及び機械賃料等とします。歩掛、処分費及び工事ごとに見積又は特別調査により策定した単価は、原則、対象となりません。
- ②各工事に特別調査又は見積により策定した単価は、原則、週休 2 日の補正の対象としない。
- ③補正の計上及び変更の時期に定めはない。

4. 根拠条項

工事請負契約書第 61 条（補則）に基づくものとし、受注者が本取扱いの適用を希望しない場合は、受発注者間の協議により、適用しないことができる。

5. 他制度との併用について

本取扱いと「契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて」及び「工事請負契約書第 25 条第 5 項・第 6 項（単品スライド・インフレスライド）条項の運用」は併用することができる。